



平成 20 年 6 月 11 日

各 位

会社名 株式会社 ケンウッド
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 塩畑 一男
(コード番号 6765 東証 第一部)
問合せ先 CR統括部 広報・IR室長 能勢 雄章
(TEL 042-646-6724)

訂正報告書の提出について

当社は、平成 19 年 6 月 28 日に提出いたしました第 78 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、平成 20 年 6 月 11 日付けで、下記のとおり、関東財務局へ当該有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訂正する有価証券報告書
第 78 期（自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 3 月 31 日）有価証券報告書

2. 訂正箇所
(注) 訂正箇所到下線を付しております。

第一部 【企業情報】

第 4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

①会社の機関の内容

(訂正前)

(前 略)

定款の定めにより、取締役は 12 名以内とされ、株主総会による取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うことになっています。

また、社外取締役として優秀な人材を招聘できるよう、定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。

(中 略)

当社は、監査役会設置会社であり、監査役は取締役会及び執行役員会に出席するとともに、監査役会を開催し、取締役の職務執行、当社グループ全体の業務執行の監査、会計監査を実施しており、経営監査の機能を担っています。

社外監査役についても、優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めています。

(後 略)

(訂正後)

(前 略)

定款の定めにより、取締役は 12 名以内とされ、株主総会による取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行うことになっています。

当社は、取締役の責任を合理的な範囲にとどめるために、定款において、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めています。また、社外取締役として優秀な人材を招聘できるよう、定款において、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めています。

（中 略）

当社は、監査役会設置会社であり、監査役は取締役会及び執行役員会に出席するとともに、監査役会を開催し、取締役の職務執行、当社グループ全体の業務執行の監査、会計監査を実施しており、経営監査の機能を担っています。

監査役についても、監査役の責任を合理的な範囲にとどめるために、定款において、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定めています。また、社外監査役として優秀な人材を招聘することができるよう、定款において、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めています。

（後 略）

以 上